

令和6年度 第5回若桜町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年8月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前8時55分				閉会時刻	午前9時50分			
出席委員			2番	西本 正敏	3番	津村 光明	4番	奈羅尾 壽夫	
	5番	田中 圭子	6番	山根 巖	7番	小林 正樹	8番	藤原 重明	
			10番	山本 義紀	推進委員	植嶋 荘司	推進委員	永原 聡	
欠席委員	9番	伊井野 孝一	1番	杉本 一歳					
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告者</p> <p>5 付議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について</p> <p>6 その他 9月の農業委員会総会の日程 9月4日(水)</p>								
委員会出席者	小林事務局長 伊賀事務職員								
議事録署名委員	8番	藤原 重明	2番	西本 正敏					
議 事 内 容									
1. 開 会	事務局 (小林局長)	<p>それでは総会に入りますが、一番最初の「本日の日程について」ということで初めに説明をさせていただきます。まず9時から9時50分までを総会ということで予定をしております。そして、後ろの方に座っておられますけど、本日事前研修をしていただきます農業会議の井上</p>							

	<p>会 長</p>	<p>報告事項、第1号 農業委員会の行事等について、委員の皆さんの方からご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>本件についてはよろしいでしょうか。それでは、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明をお願いします。</p>
	<p>小林局長</p>	<p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので報告します。</p> <p>1、大字赤松字赤松屋敷〇〇〇、地目畑、面積252㎡。2、大字赤松大助屋敷〇〇〇、地目畑、面積739㎡。3、大字赤松字大助屋敷〇〇〇、地目畑、面積330㎡。4、大字赤松字河原田〇〇〇番、地目畑、1345㎡。5、大字赤松字汁田〇〇〇、地目田、968㎡。6、大字赤松字横通〇〇〇番、地目田、面積1692㎡。7、大字赤松字大河原〇〇〇番、地目田、面積1717㎡。被相続人は〇〇〇〇さん相続人は〇〇〇〇さん、権利を取得した日は令和6年6月1日となります。初めに説明をすればよかったですけど、届出書には筆数としては19筆ございます。内容を確認しましたところすべて非農地通知、非農地証明調査等によりまして、農地ではなくなっておりますのでその部分は省いたところで、今回の報告とさせていただきます。説明については以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>本件についてご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>これも相続案件ですので、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書をお願いします。</p>
	<p>小林局長</p>	<p>報告第3号 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の提出がありましたので、報告させていただきます。</p> <p>1事業、工事名 県道若桜下三河線(岩屋堂工区)改良工事(10工区)(交付金改良)です。土地の表示等につきましては、鳥取県八頭郡若桜町大字大野字栃元〇〇〇番地です。面積につきま</p>

	<p>しては、1075㎡のうち385㎡の一時転用の使用となっております。</p> <p>転用目的につきましては、残土等の積替場、資材置場等ございますが、実際内容を確認しましたところ、今年度につきましては残土等の積替場のみの目的となるということでしたので、資材置場、根固めブロック製作ヤード等については削除の方お願いしたいと思っております。</p> <p>今、岩屋堂トンネルの工事を行っております、そこで発生した残土を他工事に流用するため、この本地番の土地の方に残土の積替等として利用するというものとなっております。期間は6年7月1日から令和7年1月27日、施工業者は有限会社宮本組、確約事項としまして、工事完了後転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るという内容となっております。説明については以上です。</p>
会長	<p>これは、令和7年1月まで、要は塵芥場だけでこれで工事が終わるわけではないのか。</p>
小林局長	<p>わけではないです、岩屋堂トンネルの残土を大野の残土置き場に移動するだけの一時転用で、終わるということではないです。</p>
会長	<p>来年の1月27日以降は、農地に復元するということか。</p>
小林局長	<p>そうですね。</p>
西本委員	<p>今7割がた契約してあり、あとの残り3割を追加ということか。田んぼが約一反あって内7畝ほど当初契約してある。田んぼの土を削って3割の所に積み上げてあった、それを元に戻すために。でも多分その残土が多く出すぎて、処理が間に合わない。それで田んぼの土を盛り上げていた3畝ほどの所もつぶしてしまっていて、それでそこも含めて全部丸々という意味でしょう。</p>
小林局長	<p>報告で聞いているのが、面積は1075㎡あるんですけど、そのうち385㎡だけを残土の置き場として利用すると。すでに契約してあるんですか。</p>

5. 付議事項	西本委員	<p>それ以前に出ている。前に出ていて後の3畝ほどは借りていませんよと、何で全部借りなかったんだって聞いたら、県の方がこれだけしか使わない十分だって言った。3畝ほどは田んぼを削った土を積み上げてあって、全部の田んぼの土をどっかに持って行っただけだと思っていたらだんだん田んぼ一面に岩石いっぱい持って来て積んで、なかなか多いもんだから積みれないようになってきて、今度は今持って来たのを智頭の仮設道に持って行ってる。岩屋堂からダンプで運んで来るけど借りている所がもういっぱい持って来れん、最終的にはあそこにも置いておくわけにもいかないんで、智頭の仮設道に持って行ってる状況です。</p>
	会 長	<p>本件については工事に伴う報告事項ということですので、とりあえずこれで受けるということ。そこらあたりを、宮本組に再度こういう話があったけども実態はどうかということの確認をお願いします。</p> <p>逆に、今後は申請をするときには、やはり単発にその時のだけでなく従前からやっていると、最終的にこういう形での転用利用というようなことまで報告するようにと。</p>
	小林局長	<p>はい、わかりました。</p>
	会 長	<p>報告事項につきましては以上3件です。次に付議事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
	小林局長	<p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請がありましたので、皆さんの意見を願います。</p> <p>1. 大字香田字岩崎〇〇〇番地、登記簿地目田、面積1815㎡のうち、268㎡を一時転用するものとなります。使用貸借ということ。貸付人が〇〇〇〇さん、借受人が中国電力ネットワーク株式会社。転用理由としまして既設鉄塔の老朽化によりまして、新設鉄塔用地の候補地として当該農地のボーリング調査及び進入道路を設置し一時転用していきたいという内容のものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

	<p>会 長</p> <p>山根委員</p>	<p>本件について、担当委員さんの方のご意見をお願いいたします。</p> <p>図面を見て、この赤いところが今回の該当地なんですけど、国道29号が走っている右手なんですけど既設鉄塔があります。これをこのたび移動しようという計画がある。その計画の塔の設置にあたって、その前段でまずこの地質の調査のためのボーリングで使いたいということで今回の転用許可申請ということです。</p> <p>この案件を審議するにあたって審査基準というのがあります。一つ目が、「権利を有するものの同意を得ているか」というようなことがありますけれども、この度の案件の権利者として考えられますのが、当該番地これの所有者と作っている人が別の人でその確認。所有者につきましては名義人がもうすでに亡くなっておりますので、相続人が3人おります。ですから所有者が3人と耕作者が1人。</p> <p>それと隣が田んぼですので、これも所有者と耕作者が違い耕作者は〇〇〇〇さん。それと、農道がありますがこの農道を利用するのが香田の集落の人、農地のある方々、浅井の方。それから排水がありますから香田の実行組合とか浅井集落。こういった方がこの権利者であるわけなんですけど、それぞれの権利者の同意書が添付されておりますので、権利者の同意を得られているという具合にみられます。</p> <p>それから、この許可を受けたときにその支障なく工事が実行されるかどうかというような点につきましてはですけども、工事工程表が載っております。このボーリング調査は11月から来年の1月ということになっております。この期間は農業をやりませんので、実際農道を通られる方もあまりありませんので、そういう事で計画を示されておりますので、スムーズに行われると思っております。</p> <p>実際にボーリング調査は2週間程度で終わると言うようなことです。それから、この申請を行うにあたって他の法律等の許認可等が必要になる場合があったようなことなんですけども、これは景観法との関係がありまして景観法は県の方が担当課になりますので、今は県の方と調整中ということですからこちらの景観法の方も行われると思います。</p> <p>それから、本来の申請が面積が適当かどうかということなんですけども、図面を見ていただいたらわかると思いますけども、実際のボーリング調査するところとその運搬路がありますけど、必要最小限の面積というようなことですので、適当でなかるうかと思っております。</p>
--	------------------------	---

		<p>るというものとなります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>会 長 本件について担当委員さんお願いします。</p> <p>藤原委員 場所は屋堂羅に向かう途中、ストックヤードの横という土地で、現在〇〇〇〇さんが借りて耕作をしておられます。所有者の方は相続人を含めて2名ということで出ておりますが、先ほど山根委員さんからご説明があったように、中電の鉄塔の移設の候補地ということで、ボーリング調査を行うための申請でございます。隣接地は若桜町がほとんどで、3方が若桜町で1方が〇〇〇〇さんでこの方の同意も受けておられますし、〇〇〇〇さんの同意も受けておられます。</p> <p> 期間も先ほども言われるように、1月末までということですので、特に問題はないと思います。以上です。</p> <p>会 長 ありがとうございました。番号1番と同様の目的での転用申請です。本件について質問等ありましたらお願いします。</p> <p> (意見なし)</p> <p> それでは本件についても承認ということによろしいでしょうか。</p> <p> それでは議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p> <p>小林局長 議案第2号これは利用権設定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、下記農用地利用集積計画の決定についてご意見をお願いするものです。</p> <p> 1, 大字吉川字小下田地番〇〇〇番地、登記簿地目田、面積525㎡。所有者〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借となります。貸借期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>会 長 本件について担当委員さんの意見等をお願いします。</p>
--	--	---

6. その他	津村委員	<p>〇〇〇〇さんですけども、数年前から田んぼの方をやめられておって、年1回ぐらい草刈をされてたんですけども、隣に〇〇〇〇さんの田んぼがあるんで、以前から私の方から利用権設定を進めておりました。それで今回、〇〇〇〇さんが田んぼをするという事で受けてもらったということです。私の方から勧めておりますので、荒れているところをきちっと耕作してありますので、特に問題はないじゃないかなと思います。</p>
	会 長	<p>本件について質問、意見等ありましたらお願いします。 (意見なし) 質問等ないようですので、本件についても承認ということによろしいでしょうか。 付議事項も以上で終わりました。その他について、まず委員の皆さんの方からその他、何かございましたらお願いしたいというふうに思います。 特にないようですから、事務局の方からその他についてお願いします。</p>
	小林局長	<p>次回の総会につきましては9月の4日の水曜日ということで予定をさせていただきたいと思いますので、日程の調整の方よろしくお願いします。 また地域計画の意向調査についてというところで皆さんにご協力なりご尽力いただきまして、7月末現在で90%という回収率になりました。残りの方についてはやはり各集落で、数名の方が回収が難しい方がおられたりとか町外の方がおられたりということで、回収率としてはもう90%という内容となっております。簡単に説明をします。 1番目の「後継者がおられますか」というところにつきましては、世帯内・世帯外合わせまして22%の方が後継者の方がおられるという内容となっております。次に、「10年後の農業経営について」というものにつきましては「規模を拡大したい」「現状維持」また「縮小したい」という状況ではありますけど、規模の対象はありますけど「維持し続けたい」という方が6割、39%の方が「辞めたい」という内容となっております。「経営規模を拡大したい」と回答された方は1名ございまして、これは町外の方となります。 今度4番目の「縮小したい」と回答された方につきましては、「町・農業委員会に一任」という方が37%。「所有者の方に返す」という方が、33%という内容となっております。</p>

		<p>また「農業を辞めたい」と回答された方で、「1年から2年」という方が19%、「3年から5年」が65%、5年以内にやめたいと回答されている方が84%という内容となります。</p> <p>次に「自分の所有地を誰に耕作を任せたいですか」という内容になりますと、「町・農業委員会に一任」という方が62%、「集落営農」につきましては9%、「個人・法人さん」は27%という結果となっております。</p> <p>次に、「農地の耕作者を変更して、耕作者ごとに農地を団地化・集約化するという、担い手への農地利用の集積・集約化についての協力について」という質問ですが、まず最初の「農地の集約化を進めるべきであり自分も協力したい」という方が30%、「集約化の必要性はわかるんだけど今のままがいい」という方は30%、「農地の集約化の必要性はよくわからないけど集落で取り組むなら協力します」という方が34%となっております。実際足してみますと64%の方が農地の集約化に協力するという意向がありまして、必要があるという結果となっております。説明については以上となります。</p> <p>会長 アンケートといたしますかヒアリングも含めての結果ですけども、この結果を見られて委員さん方この点についてはどうだ、というようなご意見等ありましたらお願いをしたい。</p> <p>委員 2ページ目の一番頭にある、「自己所有地は誰に耕作を任せたいか」というところがあって「町・農業委員会の調整に一任」が34人、要するに受け手がちゃんといないと任せられないと、そういうことになろうかと思う。耕作者とかについてリストだとかこういった人もいるとか、そういうのを示すとかはどうですか。</p> <p>小林局長 誰にとかどういう団体とかそういう一応、公的なことになると中間管理機構さんが農地バンクという扱いになるので、そこでの調整をしてほしいし、法人さんであるとか集落営農組織さんであるとかいうところにまずお願いなり調整をしていくということになると思っています。</p> <p>委員 そこがないと、その中間管理機構も誰にどう持っていけばいいかわからんようになるのではないかと。耕作者っていうか、田んぼを出す時点でじゃあ次誰っていうのが決まらない限りは、すべてが</p>
--	--	--

		決まらない限りは中間管理機構が受けるわけではないし、最初にそこが決まってからが優先になる。
	会 長	<p>確かに今、出て来ているように法律なんかは良い具合に中間管理機構に出して中間管理機構が耕作者を探して荒廃地を作らないようにという流れだけど、実態は町の農業委員会っていうわけではなく町に調整をしてくれって言っている。要は借り手が見つからないと、中間管理機構は所有者が出すと言っても、受け手を探してからにしてくれってというのが現実の話。</p> <p>もうやめたいという人が中心になるが、どこにしてもらいたいかっていうのは、要は人には作ってもらいたい、荒れ地にはしたくないという意向がどうもこの55人の回答なんかは。表現は違って中身は一緒に、誰かに作ってもらいたいという感じです。</p>
	委 員	<p>地域計画とか作って、どこまで持つかわかりませんが、誰が次にしますよということまで、そこまで突っ込んだものを出せって言うのかだと思っますよね。誰が、どういった人が居るかっていうのを載せておいてもらわないと、とてもじゃないけど出来ない。</p>
	小林局長	<p>今日の後半にもまた地域計画の方針といいますか、それを話させてもらう予定にしてるんですけど、確かに最終的には山根委員さんが言われるような内容になると思っますけど、段階的に追っていくというような方向で今考えてはありますけども、とりあえず現状確認といいますかそれをして、今後どこの個人さんなり法人さんが耕作していただけるかみたいなことをしていくという内容になるのかなと思っしております。</p>
	津村委員	<p>今現在、例えば〇〇〇〇だって10年後あるかどうかは分からん、具体的な名前は出せれないと思っす。そういう組織があったらそういう組織にやってもらいたいって言うような具体的な名前じゃなくて、そういう団体があればそういう団体をお願いしたいというようなことがここで出せばそれでいいじゃないか、そういうような希望ということで。</p>
	会 長	<p>若い人で農業されている方がるので、そういう人も全部後継者として拾って、これだけの人が10年後に百姓しているわってある程度掴まんと、とてもじゃないけど割り振り出来ない。</p>

	<p>西本委員</p> <p>会長</p> <p>小林委員</p>	<p>若桜町自体の耕地自体が条件的に山岳地帯で非常に効率が悪いです。特に池田の方の田んぼをいつまで〇〇〇〇さんが辛抱して作ってもらえるのかなと思います。もっと〇〇〇〇さんが町に補助金なりを貰わんと、とてもじゃないがようしませんと。誰がしてもあれで本当に経営が成り立って考えられんです。池田の方の田んぼを一生懸命耕作してもらっているんだけど、これが民間業者だったら絶対放っておいて帰る。草刈から全部小さい田んぼで、移動するだけでも大変な話だし、まずそっちの方をどうするんか。若桜町どこまで耕地面積を確保しないとイケないのか、普通だったらもう池田の方の田んぼは辞めた、出ないようにしても仕方ないわといつ決断するんかな。</p> <p>確かに、今日、農業会議の井上課長さん来ておられますけれど、国の政策見とると、スマート農業だって無人で田んぼを鋤いて、田植えもするということがはっきり言って。そりゃあ田んぼも一町田んぼにして、無人でつい畔に座っていて、機械つづいとれば田植えもしてくれるし、田んぼも鋤いてくれるみたいな流れで。山間部を考えた中山間地を考えてもらって全然成り立つはずがない。</p> <p>そこら辺のことも、特に鳥取県なんかはどんどん声を上げていって、そういうところでも何とか農地が守れるような政策っていうのを充実してもらわないとイケんと思うけど、そっちの方には目が行かないっていうことは、方策がないということだと思う。</p> <p>地域計画作ってもそれが実行出来ないじゃ計画じゃないわけで、やっぱり実効性の高い地域計画にしないと、絵に描いた餅で終わり、これまでが大体そういう流れが強いんで。現在は、農地としてまだ個人でちっちゃい田んぼでも作っているけど、これが人に作ってもらって言っても、誰も作らんでなんていうことは、もう今回の農地パトロールでも、やっぱり通常の農地パトロールの赤・黄・青の色付けだけでなく、実態をよく見て記録に反映するような農地パトロールをしないとイケないということを感じております。</p> <p>三角窪に機械持って行ってやれって言ったって機械はだんだん大きくなるわ、小さい所にはもう入れない。効率は悪いし下手すりゃ機械が壊れるし。</p> <p>田んぼも壊れる。今本当に、西本委員さんおっしゃる通りで、〇〇〇〇としても、今年約20町で田んぼ160枚ぐらい管理してますけど、それもとてもじゃないけど草刈とか水の管理もあつ</p>
--	-----------------------------------	--

	会 長	<p>て、本当に今後、農地をどういうふうに守っていくかということ、まずは町の助成、補助ってというのは本当にすごい重要になってくると思います。人を雇えば当然経費がかかってきます。機械も当然修理代から、新しく入れたりとかという経費が出てきますので、その辺の補助的なことをこれから町の方には要望していきたいと思いますし、その辺を考えているのが実態です。</p> <p>今の話に関連して、農業委員会として町長さんの方に要望書というか意見書を出すようなことも考えて行きたいと思います。できれば、予算要求前に行った方がいいのかな。</p> <p>それは委員会の事務局だけじゃなく、農政係ってというか志水くんの所とも協議しながらそういう政策、町独自の政策を打ち出してもらいたいという要望が必要だと思うので、やっていきたいと思っています。</p> <p>その他はよろしいでしょうか、後でまた研修会等ありますんで、その時にいろいろ質問等をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で、総会の方は終了したいというふうに思います。</p> <p style="text-align: center;">午前9時50分 閉 会</p>